◎過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 週妹 地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号)

正 案 趵 (國歷 對矮) 第二条 この法律において「過疎地域」とは、炊の各号のいずれか に該当する市町村(地方脱の収入以外の政令で定める収入の額が 政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。 **次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年** 法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基 準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村 の基準財政需要額で除して得た数値(以下この頃において「財 政力指数」という。)で平成八年度から平成十年度までの各年度 に係るものを合算したものの三分の一の数値がつ・四二以下で あること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当 該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を 当該市町村人口に除る同年の人口で徐して得た数値がつ・一夫 **振**であること。 ~ 11

三 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度か

(愛屋對歐)

政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。に該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれか

沪

照

同村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であ村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町と。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調数」という。)で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るの基準財政需要額で除して得た数値(<u>次号</u>において「財政力指準財政代額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年

ケ~川 (器)

11 (盤)

日で徐して得た数値がO・一米歯であること。 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五に該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口の一の数値がO・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はいら平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分

いう。)が〇・三三以上であること。得た数値(以下<u>この号において</u>「四十五年間人口減少率」とた人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人

ロ~川 (器)

→ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十年の人口の人口で除して得た数値が○・一未満であること。
大十年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年人口に係る平成二十二年の人口から当該市町村人口に係る昭和はへに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村はへい該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村内の平成二十四年度までの各年度に係るものを合算したものの
 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十二年度

から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得

三以上であること。得た数値(以下「四十五年間人口減少率」という。)が〇・三た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人

ロ~川 (容)

(幣設)

た人口を当該市町村人口に係る昭和四十年の人口で徐して得 た数値(以下この号において「四十五年間人口減少率」とい う。)が〇・三三以上であること。

- □ 四十五年間人口減少率が○・二八以上であって、国勢調査 の結果による市町村人口に係る平式ニナニ年の人口のうち六 十五歳以上の人口を当該市町付入口に係る司年の人口で徐し て得た数値がつ・三二以上であること。
- <u>へ</u> 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査 の結果による市町村人口に係る平式ニナニ年の人口のうちナ 五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人 日で徐して得た数値がつ・一二以下であること。
- 三国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和六十年の人口 から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控练して得 た人口を当該市町村人口に係る昭和六十年の人口で除して得 た数値がつ・一九以上であること。

 \sim (器)

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎出域の市町村が市町村計画に基づいて行う出場産業 − 第十二条 (略) に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行 う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備

(器) $^{\circ}$

(過陳地域自立促進のための地方債)

十八 公立の小学校 若しくは中学校又は市町村立の高等学校の校 舍、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール及び寄宿舎並びに公 立の小学校若しくは中学校又は市町村立の高等学校の教員又は 職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための

十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 <u>+7</u> (容)

<u>十</u>1~十月 (密)

九 一般廃棄物処理のための施設

<u>力・</u>≤ (泰)

一~川 (密)

定める事業者の事業の用に供するもの

設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で

大 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施

五 観光又はレクリエーションに関する施設

び事務所

市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及

回 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために

につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭 和二十三年法律第百九号) 第五条各号に規定する経費に該当しな いものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

> 十三 公立の小学校又は中学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎並 びに公立の小学校又は中学校の教員又は職員のための住宅及び 児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

十11 (器)

<u>用• 化</u>

(整設)

| 〜|| (盤)

(松)

(楚穀)

(器)

(盎)

自動車又は渡船施設	
<u> 十七~川十川</u> (と)	<u>+□</u> ~ <u>+≺</u> (魯)
ひ・の (盤)	ひ・m (盤)

う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴

改 正 案	
(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)	(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)
第四十五条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五	第四十五条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五
号)の一部を次のように改正する。	号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第十五号中「施設」の下に「及び幼保連携型認	第十二条第一項第十一号中「施設」の下に「及び幼保連携型認
定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども	定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども
園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。)」を加える。	園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。)」を加える。
別表児童福祉施設の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認	別表児童福祉施設の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認
定こども園」を加える	定こども園」を加える。